

令和2年12月15日

12月号

愛 媛 労 働

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課



12

知事表彰の実施について

愛媛県では、建設労働者の雇用の改善等について、積極的な活動を展開し、その成果が見られる建設事業所に対して、令和2年12月8日に実施した「愛媛県建設雇用改善優良事業所等表彰式」において、次の方に対し知事表彰を授与いたしました。

記

○ 愛媛県建設雇用改善優良事業所知事表彰

株式会社有光組

(代表取締役 有光 智幸氏、松山市)



令和3年度 県立産業技術専門校入校生の募集について

(普通課程：後期試験)

県立産業技術専門校では、就職のために必要となる専門的な知識や技能を習得する職業訓練を行っています。進路、就職にお悩みの方に、ぜひ御応募いただきますよう御案内をお願いします。



■科目一覧（普通課程）

産業技術専門校	訓練科目	定員(人)	期間
新居浜産業技術専門校 〒792-0060 新居浜市大生院1233-2 TEL (0897) 43-4123	メカトロニクス科	10	2年
	自動車整備科	15	2年
	メタル技術科	15	2年
愛媛中央産業技術専門校 〒799-1534 今治市桜井団地4-1-1 TEL (0898) 48-0525	今治タオルものづくり科	10	2年
	服飾モード科	10	2年
	ビジネスデザイン科	15	1年
	設備エンジニア科	10	2年



※ 後期試験で定員を満たさなかった場合、追加募集を行うことがあります。

■応募資格

高等学校卒業者又はこれと同等以上の学力を有する方
 ※訓練科目・定員などは変更になる場合がありますので、事前に確認してください。

■応募手続

以下の応募書類に必要事項を記入して、新卒者の方は産業技術専門校、離職者の方はハローワークに提出してください。

- 1) 入校願書（入校選考料2,200円を愛媛県収入証紙により納付してください。）
- 2) 写真（3か月以内に撮影、脱帽、正面、上半身像で縦4cm×横3cm）
- 3) 出身高等学校発行の進学用調査書（各訓練科によって異なります。）

■選考方法と日程

筆記試験、適性検査、面接試験により選考します。

産業技術専門校	願書提出期間	入校選考日	合格発表日	開講日
新居浜校	1月15日(金)～2月26日(金)必着	3月5日(金)	3月12日(金)	令和3年4月13日(火)
愛媛中央校	1月4日(月)～1月29日(金)必着	2月5日(金)	2月12日(金)	

■訓練を受講するに当たって必要となる経費

入校選考料：2,200円
 入 校 料：5,650円
 授 業 料：月額9,900円

※減免制度あり。
 ※金額は改定になる場合があります。
 （作業着・教科書・工具等については、自己負担が必要です。）

寄宿舎料：光熱水費の実費相当額（新居浜産業技術専門校のみ寄宿舎利用可）

※ 詳細については、各産業技術専門校にお気軽にお問合せください。また、入校ガイド・入校願書の様式を県ホームページに掲載しているほか、産業技術専門校又はハローワークで配布しています。



令和2年度愛媛県職業能力開発促進大会を開催！

11月26日（木）愛媛県生涯学習センターにおいて、令和2年度愛媛県職業能力開発促進大会が、愛媛県、愛媛県職業能力開発協会及び愛媛県技能士会の共催により開催されました。

大会では、黄綬褒章などの顕彰に続いて、職業訓練の推進や技能検定制度の普及促進に功労のあった方々が表彰されたほか、技能検定優秀賞、愛媛マイスター認定証の授与が行われました。

また、表彰式後は、「新たな社会“Society5.0”時代の職業訓練 ～今後の職業訓練の展開～」と題して、ポリテクセンター愛媛 大木 宏悦 訓練課長に講演を行っていただきました。

●黄綬褒章受章者

○令和元年度 深田 登生男

○令和2年度 西尾 正

●厚生労働大臣表彰受賞者

○卓越技能者 現代の名工【手刺しゅう工】

○認定職業訓練関係功労者

高橋 直孝

高岡 秀晃（松山共同高等職業訓練校）

○技能検定関係優良事業所

○技能検定関係功労者

（株）フジコン

松原 弘明

●職業訓練功労者等知事表彰受賞者

○認定職業訓練関係功労者

○技能検定関係優良事業所

影浦 達也（松山共同高等職業訓練校）

愛媛県フラワー装飾技能士会

○技能検定関係功労者

越智 耕二（愛媛県石材施工技能士会）

永見 秀一（愛媛県型枠技能士育成会）

浅海 和志（愛媛県建設労働組合建築大工協会）

山内 享（愛媛県防水協会）

門田 春男（愛媛県鳶土工業連合会）

○優秀技能者

今西 敏彦（アイガラス） 窪中 司（窪中タイル工芸）

大徳 善高（大徳左官） 高智 優（株）雁飯店

清家 修平（株）レスパスコーポレーション利楽

●愛媛マイスター

上野 拓真【調理】（八紘開発株）

武田 正利【織機調整】（株）工房織座



第40回全国障害者技能競技大会(アビリンピック) 愛媛県選手団の競技結果について

去る11月13日(金)から15日(日)まで、「第40回全国障害者技能競技大会(アビリンピック)」が愛知県常滑市(愛知県国際展示場)で開催されました。本県からは、7名の選手(うち2名は招聘者)が出場し、それぞれが全力で競技に取り組み、全国の選手たちと、日頃培った技能を競い合いました。このうち、表計算種目の花山選手が銅賞を受賞しました。受賞おめでとうございます!

(本県代表選手)

競技職種・種目	選手名	所属	結果
表計算	花山 星太	就労移行支援事業所 フェローICT	銅賞
製品パッキング	海田 まゆ	社会福祉法人宗友福祉会 おおぞらワークス	
喫茶サービス	重川 翔太	ミウラジョブパートナー株式会社	
オフィスアシスタント	井門 明日香	株式会社愛媛新聞社	
パソコンデータ入力	井門 仁哉	NHK松山拠点放送局	
洋裁	山田 美里	防衛装備庁	(招聘者)
機械CAD	村野 太一	三浦工業株式会社	(招聘者)

【招聘者について】

山田選手は第37回大会において、村野選手は第36回大会において、それぞれ同種目で金賞を獲得しており、今大会では表彰の対象にはなりません。来年度ロシアで開催される国際大会の選手選考のため主催者から招聘されました。国際大会派遣選手の決定は2月下旬ごろの予定です。

第19回えひめアビリンピックについて

令和3年7月10日(土)に第19回えひめアビリンピック(地方大会)を開催予定です。金賞受賞者は愛媛県の代表選手として第41回全国アビリンピックに出場できます。参加者募集が始まりましたら愛媛県のホームページでもお知らせしますので、ぜひご応募ください。

日 程：令和3年7月10日(土)

場 所：独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛媛支部 (ポリテクセンター愛媛)
松山市西垣生町 2184

主 催：独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛媛支部

競技種目：ワード・プロセッサ、ビルクリーニング、製品パッキング、喫茶サービス、オフィスアシスタント、表計算、パソコンデータ入力 (その他新規種目追加可能性あり)

お問合せ：独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛媛支部 高齢・障害者業務課
〒791-8044 松山市西垣生町 2184 TEL(089)905-6780 FAX(089)905-6781

※全て現時点での情報であり、今後変更が生じる可能性もありますのでご了承ください。



若者自立!



サポステ
地域若者サポートステーション

支援フォーラム 2020

■テーマ

「地域で若者を支えるネットワークづくり

～ニート・ひきこもり支援の現場から～」

日時

2021年

1月26日(火)

13:30~16:00(開場 13:00)

場所

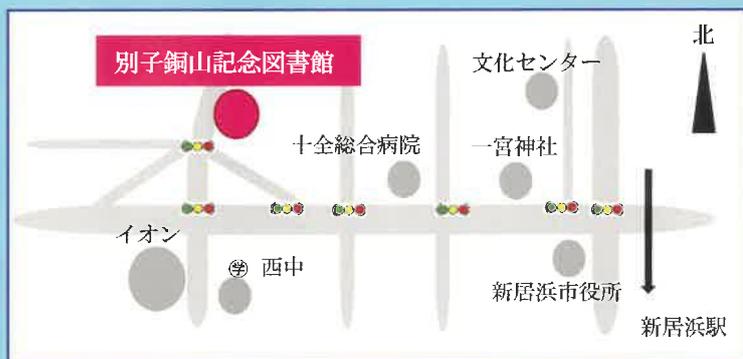
別子銅山記念図書館

多目的ホール

(新居浜市北新町 10-1)

●定員 50 名

参加費
無料



講師

こうだ ゆうじ
幸田 裕司氏

一般社団法人 愛媛県ネットワーク協会
代表理事・メンタルトレーナー



【講師プロフィール】愛知県 名古屋市生まれ。平成 30 年度 第 52 回 南海放送賞(個人)受賞。大学で心理学(主に、児童・思春期心理)を学び、卒業後、高等学校、幼稚園、大学で教職員としての勤務を経て、海外の大学でのカウンセラーを務める。教育、医療、福祉、保健の各分野での経験を活かして、一般社団法人を設立する。小学校 2 年生からクラブチームでサッカーをはじめ、高校、大学、社会人でもプレーしながら審判員の資格を取得して、Jリーグの立ち上げや審判員としても活躍する。サッカー経験を活かし、発達障害児を含む子供たちと定期的にフットサル教室を開催しており、その活動も 10 年目を超えている。現在は、身体・知的・精神・発達の障害児者の相談支援に関わりながら、教育現場での経験を活かした学校教育現場との連携や子育て支援、メンタルヘルス、障害、ニート・ひきこもり関係の研修など地域での啓発活動を通して、地域と関係者の連携・協力の体制作りをしている。

当日来場前に検温してからご参加ください。発熱、風邪症状などがある場合は来場をお控えください。会場内ではマスクを着用し、手洗いやアルコールでの手指消毒にご協力をお願いします。

【主催】新居浜市

【共催】東予若者サポートステーション(実施団体:伊予鉄総合企画株式会社)

【後援】愛媛労働局、愛媛県、四国中央市、西条市、今治市、新居浜市教育委員会、四国中央市教育委員会、西条市教育委員会、今治市教育委員会、(公財)えひめ東予産業創造センター、(株)ハートネットワーク

【お申込方法】下記参加申込書にご記入のうえ、東予若者サポートステーションにお申し込みください。

■ TEL:0897-32-2181 ■ FAX:0897-32-2182

1/26 支援フォーラム 参加申込書

申込締切 1月22日(金)

●必要事項をご記入のうえ、郵送または FAX してください。電話でも受付致します。

フリガナ							性別	電話番号
氏名							男・女	() -
年齢	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	
住所	1.新居浜市 2.西条市 3.四国中央市 4.今治市 5.上島町 6.その他()							
区分	1.若者 2.保護者 3.教育機関 4.就労支援機関 5.行政 6.保健福祉機関 7.民間支援機関 8.企業 9.その他()							

※個人情報は、本フォーラムに関するご連絡及び参加者の分析のみに利用させていただきます。

離職者等緊急生活資金のご紹介

離職されて求職活動を行っている方、または休業中の勤労者の生活安定に資することを目的とした融資制度です。

《お申込み可能な方》

離職後、求職活動を行っている方、または、休業中の方で、かつ、以下の全てに該当する勤労者が対象です。

- 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること。
- 原則として、20歳以上65歳以下であること。

(離職者の方)

- ・ 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと。
- ・ 離職前において、主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。
- ・ 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと。

(休業者の方)

- ・ 原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していること。
- ・ 主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。

離職者緊急生活資金

資金用途は、離職によって、本人又は離職者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利/年0.3% (別途、保証料がかかりますが、愛媛県が保証料全額を負担。)
- 返済期間/5年以内 (6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額/100万円 (離職者一人につき)
- 保証/保証機関の保証及び連帯保証人1名が必要です。
- 必要書類/住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

休業中の緊急生活資金

資金用途は、本人又は休業者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利/年0.3% (別途、保証料がかかりますが、愛媛県が保証料全額を負担。)
- 返済期間/5年以内 (6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額/100万円 (休業者一人につき)
- 保証/保証機関
- 必要書類/住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

えひめ仕事と家庭の両立応援企業 11月の認証企業のご紹介

1社をゴールド新規認証しました！



認証マーク

愛媛県では、仕事と育児や介護などの家庭生活が両立できる職場環境づくりに取り組む中小企業を「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」に認証しています。

11月は、両立応援ゴールド企業新規1社、両立応援企業更新9社を行いました。

人材の確保・定着を図るため、働きやすい職場環境づくりに取り組んでみませんか？

【制度のお問い合わせ】

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課
TEL 089-912-2502

【認証メリット】

- ・認証マークを活用したイメージアップ
- ・求人票や会社説明会でのPR
- ・働き方改革に向けた社内の機運醸成

＜えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業＞

【新規】1社

認証番号	企業名	所在地
31	社会福祉法人なごみの会	今治市

＜えひめ仕事と家庭の両立応援企業＞

【更新】9社

認証番号	企業名	所在地
296	西染工株式会社	今治市
10	株式会社ビルド商会	松山市
29	新産道路株式会社	松山市
50	株式会社ワードアップランゲージセンター	松山市
94	イケダ産業株式会社	松山市
299	株式会社アクセル松山	松山市
376	株式会社あぼんりー	東温市
402	有限会社奥島観光	伊予市
403	ハイスピードコーポレーション株式会社	松山市

詳しくは、

えひめ仕事と家庭の両立応援企業

検索

働き方改革のワンストップ支援拠点「働ナビえひめ」では、認証取得のサポートをはじめ、様々な働き方改革の取組みを支援しています。

【お問い合わせ先】

働ナビえひめ（愛媛県働き方改革包括支援プラザ） TEL 089-915-3260

労働委員会の窓 (11月分)

1 会議関係

- 11月13日第1298回公益委員会議
「平成31年(不)第1号・令和元年(不)第3号事件の審査経過について」など4件
- 11月27日第1186回愛媛県労働委員会総会
「令和2年(不)第1号事件の第1回調査結果概要について」など7件

2 集団的労使紛争関係

○ 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法 7条該当号	申立内容	終結状況
31年(不) 第1号	教育, 学習 支援事業	H31. 2. 19	1, 2	不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	係属中
元年(不) 第2号	製造業、 卸売業, 小 売業	R元. 5. 22 [追加申立 R元. 8. 29]	1, 2, 3	不利益取扱い是正 団体交渉応諾 支配介入禁止等	係属中
元年(不) 第3号	教育, 学習 支援事業	R元. 9. 30	1, 2, 3	不利益取扱い是正 誠実団交実施 支配介入禁止等	係属中
2年(不) 第1号	複合サービ ス業	R 2. 5. 20	1, 2	不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	係属中

3 個別的労使紛争関係

○ 労働相談

	相談者数	相談件数
11月	13	18
累計(4月~)	144	222

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、
労働委員会に相談してみませんか？

労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等
を行う公正・中立の県の行政機関です。
相談・あっせんは無料・秘密厳守でお
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

メールアドレス roudoui@pref.ehime.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tiroui/>

愛媛県特定最低賃金の改正のお知らせ

愛媛労働局では、特定最低賃金を改正し、令和2年12月25日から施行することとしました。施行後の最低賃金額は次のとおりです。

- ① パルプ、紙製造業最低賃金（1時間924円）
- ② はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（1時間930円）
- ③ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（1時間895円）
- ④ 船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（1時間938円）
- ⑤ 各種商品小売業最低賃金（1時間810円）

上記の特定最低賃金には、適用除外の労働者と、①から③の産業には適用除外の業種が定められており、これらに該当する場合は愛媛県最低賃金（1時間793円）が適用されます。

詳細は次ページの一覧表又は愛媛労働局ホームページをご覧ください。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

◆愛媛労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/>

◆お問い合わせ先

愛媛労働局 賃金室（電話 089-935-5205）

又は、最寄りの労働基準監督署

松山労働基準監督署（電話 089-917-5250）

新居浜労働基準監督署（電話 0897-37-0151）

今治労働基準監督署（電話 0898-32-4560）

八幡浜労働基準監督署（電話 0894-22-1750）

宇和島労働基準監督署（電話 0895-22-4655）

愛媛県特定最低賃金

産 業 名	時 間 額	適 用 除 外	改正発効年月日
パルプ、紙製造業 (機械すき和紙製造業、手すき和紙製造業、内装用ライナー製造業、建材原紙製造業は除く。)	924 円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による梱包、レッテルはり、捺印、選別又は検査の業務 ハ 炊事、湯茶の給仕、守衛又は雑役の業務	令和2年 12月25日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 (計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業は除く。)	930 円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ バリ取り・溶接かす取り、洗浄、さび若しくは傷の防止のための塗装、検数、包装又は手作業による機械部品の組立ての業務 ハ 中子の造型、卓上ボール盤による穴あけ又はプレスによる打抜き業務	令和2年 12月25日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業は除く。)	895 円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による検数、選別、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務 ハ 手作業により又は手工具若しくは小型手持電動工具を用いて行う磨き、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、曲げ又はバリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)	令和2年 12月25日
船舶製造・修理業、船用機関製造業	938 円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 小物類のサンダーがけ、断熱・防火材(木ぎ装を除く。)の取付け若しくは取外し、パイプ水圧試験の検査補助、パイプ・ゴムホース類の漏れの点検又は足場部材の整備の業務 ハ 簡単な工具若しくは器具の修理又は消耗品の払出しの業務	令和2年 12月25日
各種商品小売業 (衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できないもの。)	810 円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 倉庫番、レッテルはり、値札付け、包装又は袋詰めの業務	令和2年 12月25日

- (注) ① 特定最低賃金の適用を除外された産業又は業務には愛媛県最低賃金が適用されます。
 ② 臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当など)、時間外労働・休日労働・深夜労働に対する手当、精皆勤手当・通勤手当・家族手当は、算入されません。
 ③ 派遣労働者については、派遣先の最低賃金が適用されます。

愛媛県最低賃金

時 間 額	793 円	改正発効年月日	令和2年10月3日
-------	-------	---------	-----------



新型コロナウイルス感染症に係る労災請求について

～積極的な労災請求及び事業場を通じた労働者への請求勧奨を～

労働者の方が新型コロナウイルスに感染し、療養や休業が必要となった場合などには、他の疾病と同様、個別の事案ごとに業務の実情を調査の上、業務との関連性（業務起因性）が認められる場合には、労災保険給付の対象となることです。

具体的には、感染経路が判明し、感染が業務によるものである場合については、労災保険給付の対象となり、また、感染経路が判明しない場合であっても、労働基準監督署において、個別の事案ごとに調査し、労災保険給付の対象となるか否かを判断することとなります。

つきましては、労働者の方が、業務により新型コロナウイルスに感染した場合におきましては、各事業場において、労災保険に係る説明、請求の勧奨などを適切に行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、請求にあたりましてご不明な点がございましたら、愛媛労働局労働基準部労災補償課又は最寄りの労働基準監督署あてお問い合わせいただきますよう、併せてお願い申し上げます。

また、厚生労働省ホームページにおいては、新型コロナウイルス感染症に係る労災請求についてのQ & Aや労災認定事例などを掲載しておりますので、是非ご覧ください。

【新型コロナウイルス感染症に係る労災請求についての問い合わせ先】

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ○ 愛媛労働局労働基準部労災補償課 | 電話 089-935-5206 |
| ○ 松山労働基準監督署労災第一・二課 | 電話 089-918-2461 |
| ○ 新居浜労働基準監督署労災課 | 電話 0897-38-2791 |
| ○ 今治労働基準監督署労災課 | 電話 0898-32-4560 |
| ○ 八幡浜労働基準監督署労災課 | 電話 0894-22-1750 |
| ○ 宇和島労働基準監督署労災課 | 電話 0895-22-4655 |

【新型コロナウイルス感染症に係る厚生労働省ホームページ】

厚生労働省 コロナ Q & A

- 新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

- 新型コロナウイルスに関するQ & A（労働者の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html

業務によって感染した場合、 労災保険給付の対象となります

対象となるのは？

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- 感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※
に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合
 - ※（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務
 - ※（例2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務
- 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、
業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象

詳しくは厚生労働省HPのQ&A
(項目「5 労災補償」)をご覧ください▶



労災保険の種類

業務に起因して新型コロナウイルスに感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。

療養補償給付

- ① 労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
- ② やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給されます。

休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。

- 給付日：休業4日目から
- 給付額：休業1日あたり給付基礎日額の8割（特別支給金2割含む）
* 原則として「給付基礎日額」は発症日直前3か月分の賃金を暦日数で割ったものです

遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受け取ることができます。

- お問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ ▶



事業主・労働者の皆さまへ

改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されます

65歳までの雇用確保
(義務)



70歳までの就業確保
(努力義務)

高年齢者雇用安定法は、少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある誰もが年齢にかかわらずその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境整備を図る法律です。

65歳までの雇用確保(義務)に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、以下のいずれかの措置を講ずる**努力義務**を新設。(令和3年4月1日施行)

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入
(特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む)
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b. 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業

◆改正法や高年齢者就業確保措置について詳しくは、愛媛労働局・最寄りのハローワークへお問い合わせください。

愛媛労働局職業安定部職業対策課 (TEL089-941-2940)

県内ハローワーク

https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/hw/kankatsu_shozaiichi/index_02.html

◆厚生労働省ホームページ

厚生労働省 HP では、改正法関連情報や高年齢者雇用に関する情報を発信しております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/index.html

就職氷河期世代を対象にした 職場実習・体験の受け入れにご協力ください

- この「職場実習・体験」は、現在も不本意ながら不安定な仕事に就いているなど、さまざまな課題に直面している就職氷河期世代の方々に、就労体験を通じて業種・職種に対する理解を深めていただくことを目的に実施するものです。
- 事業主の皆さま、職場実習・体験の受け入れにご協力をお願いします。

職場実習・体験の内容

事業所の職員の方が、実際に従事している業務の一部または全体を体験・見学できるような内容としていただきます。

受け入れの流れと手続き

1 「受入条件票」の作成・提出

職場実習・体験の内容や受け入れ条件を様式に記入いただきます。

2 希望者情報の受け取り

貴社での職場実習・体験を希望する方の情報をハローワークからお送りします。

3 実施計画書の作成・提出

受け入れを承諾いただける場合、実施計画書を作成・提出いただきます。

4 職場実習・体験の実施

必要に応じて、労働局やハローワークの担当者がサポートします。

5 「実施結果報告書」の作成・提出

職場実習・体験終了後、実施結果報告書を作成・提出いただきます。

6 謝金の受け取り

受け入れ人数1人当たり最大2万円の謝金を労働局よりお支払いします。

お問い合わせ・連絡先

* 詳細は、以下の愛媛労働局またはハローワーク松山の担当までご連絡ください。

■ 愛媛労働局 職業安定部 訓練室 担当：松長 TEL 089 (900) 5244

■ ハローワーク松山 職業相談第4部門 担当：松田 TEL 089 (900) 8600

※氷河期世代は、おおむね1993（平成5）年から2004（平成16）年に学校卒業期を迎えた世代を指しますが、本事業は、おおむね35歳以上55歳未満の方を対象にします。

※本事業は、就職氷河期世代の方に、安定就労に向けて職場体験を積んでいただくためのものです。実習終了後に受け入れ先事業所に雇用義務が生じるものではありません。

子の看護休暇・介護休暇が
時間単位で取得できるようになります！
(施行は令和3年1月1日です)

〈改正のポイント〉

(改正前) 半日単位での取得が可能

⇒ (改正後) 時間単位での取得が可能

(改正前) 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない

⇒ (改正後) 全ての労働者が取得できる

☞ 「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。

☞ 法令で求められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。

・法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮をお願いします。

・既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業が、「中抜け」なしの休暇とすることは労働者にとって不利益な労働条件の変更になります。ご注意ください。

※ 詳細は下記のホームページをご覧ください。

(厚生労働省) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

【子の看護休暇・介護休暇の時間単位での取得に関するQ&Aが掲載されています。】

愛媛労働局雇用環境・均等室 TEL：089-935-5222

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です
～ 職場のセクハラ、マタハラ、パワハラをなくしましょう～



今年6月1日から（中小事業主は2022年（令和4年）4月1日から）、パワーハラスメント防止措置が事業主の義務となりました。

事業主はハラスメントのない快適な職場環境を作るため、ハラスメントは許さないことを明確化する、相談窓口を設置するなど、率先してハラスメント撲滅への取り組みを進めて下さい。

なお、愛媛労働局雇用環境・均等室では、「ハラスメント対応特別相談窓口」を下記のとおり開設いたしますので、お気軽にご相談下さい。

【ハラスメント特別相談窓口】

受付時間：午前9時～午後5時

（土日祝日、年末年始を除く平日）

相談先の電話番号：

・セクハラ、マタハラ：089-935-5222

・パワハラ：089-935-5208

（総合労働相談コーナー）

住所：

松山市若草町4-3

松山若草合同庁舎6階

期間：令和2年12月～令和3年3月